

佐賀県告示第 216 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成 26 年 6 月 6 日

佐賀県知事 古 川 康

1 (1) 廃止年月日 平成 25 年 4 月 30 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社つどい

所在地 三養基郡上峰町大字坊所 3153 番地 1

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 つどいデイサービスセンター

所在地 三養基郡上峰町大字坊所 3153 番地 1

サービスの種類 通所介護及び介護予防通所介護

2 (1) 廃止年月日 平成 25 年 4 月 21 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会

所在地 唐津市元旗町 817 番地

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 特別養護老人ホームめずら荘指定短期入所生活介護事業所

所在地 唐津市元旗町 816 番地 217

サービスの種類 短期入所生活介護